

災害時における地下水供給に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と株式会社 COCOLAND（以下「乙」という。）は、宇部市内に災害が発生し、上水道が断水した場合、乙の管理する施設で浄水処理された地下水（以下「地下水」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合に、市民の必要となる飲料水等の生活用水の確保のために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ協力要請のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（供給内容等）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けた場合は、地下水を市民に対し速やかに供給するものとする。

2 乙は、甲と連絡が取れないとき、又は要請を待ついとまがないと認めたときは、要請を待たずに自主的に供給を行うことができるものとする。

3 前2項の規定による地下水の供給は、無償により行うものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成24年 6月28日

(甲) 宇部市
宇部市長 久保田 后子

(乙) 宇部市大字上宇部75番地
株式会社 COCOLAND
代表取締役 有吉 政博